

平成 25 年 3 月 19 日

ワールドオーシャンファームやL & Gの 投資被害が回復できるという勧誘等に関する注意喚起

昨年 10 月以降、ワールドオーシャンファームやL & Gの投資被害が回復できるという勧誘を巡るトラブル（いわゆる「二次被害」）等に関する相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、特定の法人の事例について、不当な勧誘行為（事実と異なることを告げる行為）を確認しました。

このため、当庁は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

この度、不当な勧誘行為を行っていたことを確認した事業者は「株式会社NECサルベージン」（所在地：東京都新宿区）及び「株式会社メタルワーカー」（本店：神奈川県藤沢市）です。

（注意喚起の要旨）

- 株式会社NECサルベージン（以下「N社」という。）は、警察や国民生活センターと連携し、ワールドオーシャンファーム又はL & Gの投資被害を取り返すために、第三者を仲介するといった勧誘資料を作成し、その者が希望するという株式会社メタルワーカー（以下「M社」という。）が販売する金地金の代理購入を付加契約とした投資被害回復のための契約の仲介を行っています。しかし、警察や国民生活センターが事業者と連携して、被害救済を行うことはありません。
- また、N社は、その契約に関し、公正証書と称する書面を作成することにより、あたかも確実に履行される契約を仲介するかのような説明をし、第三者等の実印と思われる押印や住所等の記載のある譲渡契約証明書なるものを交付しています。しかしながら、第三者が住所としている所在地にその者は存在しておらず、N社はこの契約が履行されないことを承知しながら、当該契約の仲介を行っていると考えられます。
- M社は、その勧誘資料で純度 99.99%の金地金の販売を行っているとしていますが、その関連事業者として記載のある金地金の製練等を行う事業者はM社との関連を一切否定しています。また、勧誘資料には古物商の許可に関する記載もありますが、当庁では、M社が古物商の許可を取得していないことを確認しています。以上のことから、M社の金地金の販売には実体がないことが疑われます。
- N社及びM社から、かつての投資被害が回復できる等といった勧誘資料が送付されても、その勧誘には、決して応じないようにしましょう。
- 消費者は、勧誘事業者及び公正な第三者（××弁護士会、××センター等）を装い近づく者からの情報を鵜呑みにせず、ウェブサイトを検索したり、勧誘資料等で名称の挙がっている事業者に直接問い合わせるなどして、自ら真偽を確認することにより、いわゆる「劇場型」の勧誘から自身を守りましょう。

本件に関する問合せ先：消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室
TEL：03(3507)9187 FAX：03(3507)9287

ワールドオーシャンファームやL & Gの 投資被害が回復できるという勧誘等に関する注意喚起

1. トラブルの状況

昨年10月以降、ワールドオーシャンファームやL & Gの投資被害が回復できるという勧誘を巡るトラブル（いわゆる「二次被害」）等に関する相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、特定の法人の事例について、不当な勧誘行為（事実と異なることを告げる行為）を確認しました。

このため、当庁は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

2. 具体的な勧誘事例（勧誘資料等の詳細は「参考資料」を参照）

事例1

(1) 消費者は、7～8年前に、ワールドオーシャンファームの投資被害に遭っていた。

(2) 突然、消費者の携帯電話にN社の担当を名乗る者から電話があり、「自分たちは、ワールドオーシャンファームの被害者の名簿を持っていて、その被害者の被害が返金されるようサポートを行っている。」と言った。その後、大阪弁護士会を名乗る者から電話があり、「〇^(注1)は問題のある事業者であるが、N社は信じられる事業者である。」と言った。その後、N社から「ガンバレ！日本！」と題するリーフレット、「よくある質問の内容」及び「被害回復分配金支払申請書」等（以下「N社勧誘資料」という。）が消費者宅に送られてきた。

リーフレットには、

- ・「警察当局や国民生活センターなどの関係機関と連携し、実績豊富な相談員があなたの被害金を取り戻す為の救済・返金計画をプランニングさせていただきます。」
- ・「被害者の方は『騙されたお金を取り返す』ことが新たな人生の第一歩になります。」

よくある質問の内容には、

- ・「数々の判例を基に『第三者代理返還請求』という方法を用いて手続きいたします。」
- ・「公正証書・譲渡契約書を介しての法的なお取引を行わせて頂きます。まず、ご本人様が当人であるという証明書をご持参して頂きます。」
- ・「出資金に対して6割～7割程度の金額が被害者の皆様が受け取れる金額になります。」

と記載されていた。

N社勧誘資料を見た消費者は、N社は投資被害の救済を警察や国民生活センターと

連携して行っているのだと思った。

(3) その後、N社から何度も電話があり、「○^(注2)がM社の金地金を欲しがっている。M社の金は、消費者の住む県の人しか購入できない。消費者がM社の金を代理に申し込んでくれれば、○^(注2)が消費者が持つワールドオーシャンファームの投資被害を譲り受け、謝礼も支払う。○^(注2)は、消費者の住む県の人、数名と同様の契約を行う予定である。」と言った。度々の電話対応にうんざりした消費者は、「とりあえず書類を送ってください。」と言った。

(4) N社から2通目の郵便が届いた。その中には「譲渡契約証明書」等が入っていた。譲渡契約証明書には、

- ・「譲渡者：○^(注3)（以下「甲」という）と、譲受者、兼購入者：○^(注2)（以下、「乙」という）と、仲介者：株式会社NECサルベージン（以下、「丙」という）は、株式会社ワールドオーシャンファーム債権譲渡に関し、公正証書の発行をするものとする」
- ・「乙は、甲に対して、本権利の譲渡代金と第5条《不可契約》の代理購入代金の合計を、相対し支払うものとする。」
- ・「乙が、譲渡日にすべての譲渡代金を甲に支払ったのち、甲は当該権利証を購入し、乙に譲渡するものとする。」
- ・「商品名：株式会社メタルワーカー 地金」
- ・「(購入者・乙) 住所：東京都品川区○^(注4) 氏名：○^(注2)」

と記載されていた。

譲渡契約証明書には、○^(注2)やN社の実印と思われる印も押印されており、消費者は公正証書の発行についての記載もある譲渡契約証明書の内容を信じ、この契約を了承する旨、N社に伝え、M社に勧誘資料の送付を依頼した。

(5) M社から「GLOBAL STANDARD」と題するリーフレット及び「購入申込書」等（以下「M社勧誘資料」という。）が消費者宅に送られてきた。

リーフレットには、

- ・「【金地金の販売】
世界的にどこでも取引できる一流ブランド品ですから、安心してお買い求めいただけます。」
- ・「事業沿革 古物商（東京都公安委員会許可番号：第303310007445号）」
- ・「関連会社 ○^(注5)、○^(注5)、○^(注6)、○^(注5)」

と記載されていた。

リーフレットには、M社の概要が記され、関連会社として金の取扱いを行う有名会社が記載されており、消費者は、M社が金地金の販売を行う事業者であると信じM社に購入申込書を送付した。

(6) その後、N社から電話があり、「○^(注2)と契約をする予定であった1人が別の者にM社の金を譲ってしまった。その分を補填するために、消費者にも協力して欲しい。」と言った。当初、その依頼を断った消費者に、N社から何度も連絡があり、消費者はM社にお金を振り込むことになってしまった。その後も、日に何度もN社か

ら電話があり、消費者はN社に促されるままM社にお金を振り込んでしまった。

しかし、○^(注2)が、消費者に代金を引き渡す当日に都合が悪くなるということもあり、消費者はM社に振り込んだお金の返却を望み、友人に相談した。友人はウェブサイトを検索し、「大阪弁護士会の電話番号が実際と異なっている。N社及びM社の存否が危ぶまれる。」と言った。その後、消費者は消費生活センターに弁護士、警察にも相談に行った。現在、消費者はM社からの返金を望んでいるが、M社からの返金はもちろん、金地金の引渡しも受けていない。

事例2

- (1) 消費者は、6～7年前に、L & Gの投資被害に遭っていた。
- (2) 突然、消費者宅に大阪弁護士会を名乗る者から電話があり「L & Gの被害被害を回復するという事業者がいるが、○^(注1)からの電話には気をつけてください。N社はよい対応をしているようです。」と言った。また、N社の担当を名乗る者から電話があり、「あなたはL & Gの被害にあっていますね。○^(注1)からの連絡には気をつけてください。N社からあなたのところに大事な書類を送りますから、それが届いたら連絡をください。」と言った。その後、N社からN社勧誘資料が消費者宅に送られてきた。

リーフレットには、

- ・「警察当局や国民生活センターなどの関係機関と連携し、実績豊富な相談員があなたの被害金を取り戻す為の救済・返金計画をプランニングさせていただきます。」
- ・「被害者の方は『騙されたお金を取り返す』ことが新たな人生の第一歩になります。」

よくある質問の内容には、

- ・「数々の判例を基に『第三者代理返還請求』という方法を用いて手続きいたします。」
- ・「公正証書・譲渡契約書を介しての法的なお取引を行わせて頂きます。まず、ご本人様が当人であるという証明書をご持参して頂きます。」
- ・「出資金に対して6割～7割程度の金額が被害者の皆様が受け取れる金額になります。」

と記載されていた。

N社勧誘資料を見た消費者は、N社に被害回復分配金支払申請書を出して、手続きを行えば、L & Gの投資被害は警察と連携したN社により取り戻してもらえるのだと思った。

- (3) その後、N社から電話があり、「資料は届きましたか。私たちにお任せいただければ、あなたのL & Gの被害の6割は取り戻せます。公証役場で会って手続きしましょう。」と言った。その後、またN社から電話があり、「○^(注2)があなたの被害を8割回復してくれます。当日、○^(注2)は何人かの人と同時に会うので、近くの公証役場まで来るし、お金も直接現金で渡します。でも、○^(注2)と取引をするには条件があり、M社が売る金の資料請求を行い、申込みだけを行ってください。」と言った。

その時、消費者はその内容に対し半信半疑であった。

(4) N社から2通目の郵便が届いた。その中には譲渡契約証明書等が入っていた。

譲渡契約証明書には、

- ・「譲渡者：○^(注3)（以下「甲」という）と、譲受者、兼購入者：○^(注2)（以下、「乙」という）と、仲介者：株式会社NECサルベージン（以下、「丙」という）は、株式会社L&Gの債権譲渡に関し、公正証書の発行をするものとする」
- ・「乙は、甲に対して、本権利の譲渡代金と第5条《不可契約》の代理購入代金の合計を、相対し支払うものとする。」
- ・「乙が、譲渡日にすべての譲渡代金を甲に支払ったのち、甲は当該権利証を購入し、乙に譲渡するものとする。」
- ・「場所：○^(注7)」
- ・「商品名：株式会社メタルワーカー 地金」
- ・「(購入者・乙) 住所：東京都品川区○^(注4) 氏名：○^(注2)」

と記載されていた。

譲渡契約証明書には、公正証場で手続を行うと記載されていたほか、○^(注2)やN社の社印も実印に思われ、消費者はその内容を信じ、N社からの電話で、この契約について応諾し期日に待ち合わせ場所となる公正証場に行くことで了承した。

(5) 消費者は、この話を子どもにしたところ、「騙されているのではないか。」と言われ、心配になり、消費生活センターに相談に行った。消費者は同センターのアドバイスに従い、契約を行わない旨を記載した書面をN社に送付したが、その書面は返送されてきた。消費者が、N社からの電話で消費生活センターに相談した旨を告げて以降、N社からの電話は一切掛かってこない。

事例3

(1) 消費者宅に知らない事業者を名乗る者から電話があり、「パンフレットは届いていませんか。届いたら取っておいてください。」と言われることが数回あった。その後、M社からM社勧誘資料が消費者宅に送られてきた。

リーフレットには、

・「【金地金の販売】

世界的にどこでも取引できる一流ブランド品ですから、安心してお買い求めいただけます。」

・「事業沿革 古物商（東京都公安委員会許可番号：第303310007445号）」

・「関連会社 ○^(注5)、○^(注5)、○^(注6)、○^(注5)」

と記載されており、その他、代表者の写真や挨拶に金地金の写真も掲載されていた。

M社勧誘資料を見た消費者はM社が金の販売をしている会社なんだと思い、インターネットを検索すると、M社やその関連会社と記載された事業者のウェブサイトがあり、その確信をより強くした。

(2) その後、有名商社を名乗る者（以下「A」という。）から電話があり、「M社の金は消費者が住む県の人限定で販売しており、あなたが金を買うのなら、その残りの

分を当社に譲ってください。代金はこちらが払いますし、お礼もします。」と言った。消費者はM社から金の購入を考えていたが、代理に申し込みを行い、謝礼をもらった方が無難かと思い、Aの会社の代わりに、消費者の名前で金の購入申し込みを行った。その後、M社から聞いた口座を、Aに伝えたと、代金を振り込んだ旨の連絡があり、M社からは、消費者宅に金が届けられる日の連絡があった。

- (3) 消費者は、この話を子どもにしたところ、「騙されているのではないか。」と言われ、知人に相談したところ、消費生活センターの事を聞き、相談することにした。その後、消費者は、そのアドバイスに従い、契約を取り消す旨記載した書面をM社に送付したが、その書面は返送されてきた。なお、消費者はインターネットで検索したAが名乗った有名商社の代表番号に電話を掛け、Aの電話番号について確認したところ、有名商社で使用していないことが分かった。また、知人により、関連会社として記載された事業者のウェブサイトにM社に対する注意喚起が掲載されていることを聞いた。

(注1)「○」のところには、ある事業者の名称が例示されていました。

(注2)「○」のところには、個人の氏名が挙げられています(事例1及び事例2とも同一人となっています)。

(注3)「○」のところには、消費者の氏名が記載されています。

(注4)「○」のところには、東京都品川区に実在するマンションの住所が記載されています。

(注5)「○」のところには、実在の金地金の製練等を行う事業者の名称が記載されています。

(注6)「○」のところには、実在の金地金の製練等を行う事業者のウェブサイト上にある言葉が記載されています。

(注7)「○」のところには、実在の公証(人)役場の名称が記載されています。

(参考)

株式会社NECサルベージ

商号	株式会社NECサルベージ
所在地	東京都新宿区西新宿6-12-1西新宿パークウエストビル3F
会社設立の年月日	平成10年11月11日
資本金の額	2億7000万円
代表取締役	梶井 剛

※ 消費者に送付されたパンフレットに記載された法人の概要

株式会社メタルワーカー

商号	株式会社メタルワーカー
本店	神奈川県藤沢市藤沢545番地1
会社設立の年月日	平成24年9月11日
資本金の額	1000万円
代表取締役	酒巻 英行

※ 平成25年3月上旬の商業法人登記の状況

3. これら事例の問題点

(1) N社の勧誘について

◎ N社は、警察や国民生活センターと連携し、ワールドオーシャンファーム又はL & Gの投資被害を取り返すために、第三者を仲介するといった勧誘資料を作成し、その者が希望するというM社が販売する金地金の代理購入を付加契約とした投資被害回復のための契約の仲介を行っています。しかし、警察や国民生活センターが事業者と連携して、被害救済を行うことはありません。

◎ また、N社は、その契約に関し、公正証書と称する書面を作成することにより、あたかも確実に履行される契約を仲介するかのような説明をし、第三者等の実印と思われる押印や住所等の記載のある譲渡契約証明書なるものを交付しています。しかしながら、第三者が住所としている所在地にその者は存在しておらず、N社はこの契約が履行されないことを承知しながら、当該契約の仲介を行っていると考えられます。

(2) M社の勧誘について

◎ M社は、その勧誘資料で純度 99.99%の金地金の販売を行っているとしていますが、その関連事業者として記載のある金地金の製練等を行う事業者はM社との関連を一切否定しています。また、勧誘資料には古物商の許可に関する記載もありますが、当庁では、M社が古物商の許可を取得していないことを確認しています。以上のことから、M社の金地金の販売には実体がないことが強く疑われます。

4. 消費者へのアドバイス

◎ 前記3の問題点を踏まえると、N社及びM社から、かつての投資被害が回復できる等といった勧誘資料が送付されても、その勧誘には、決して応じないようにしましょう。

◎ 警察、消費者庁、国民生活センター及び消費生活センターが、ワールドオーシャンファームやL & G等の被害者に対し、民間の事業者と連携して被害救済を行うことはありません。

このような勧誘を受けたり、断ってもしつこく勧誘される場合等には、直ぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。

なお、事業者にお金を振り込んだ直後である場合は、取り急ぎ、振込みを行った金融機関に相談しましょう。

●各地の消費生活センター、消費生活相談窓口（消費者ホットライン）

電話 0570-064-370

●警察（警察相談専用電話）

電話 #9110

- ◎ M社勧誘資料で関連会社と謳われた金地金の製練等を行う事業者は、M社とは無関係であることを、その事業者のウェブサイトで消費者に知らせ、注意を呼び掛けています。このように、通常の企業活動を行う事業者が自社の商品やその名称を騙られた場合、消費者に対しそういった社の名称を挙げ、ウェブサイト上で注意を呼び掛けていることがあります。一方、M社も自社のウェブサイトを持ち上げていました。消費者は、勧誘事業者及び公正な第三者（××弁護士会、××センター等）を装い近づく者からの情報を鵜呑みにせず、ウェブサイトを検索したり、勧誘資料等で名称の挙がっている事業者に直接問い合わせてみるなどして、自ら真偽を確認することにより、いわゆる「劇場型」の勧誘から自身を守りましょう。

(参考) 国民生活センターウェブサイト

国民生活センターをかたる電話やパンフレットにご注意ください！

(http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/kokusen_katar_i.html)

- ◎ 詐欺的な投資勧誘目的で消費者に接近する者は、最初は代わりに申し込むだけでよいとか、お金は一切掛からないなどと言いながら近づき、連絡を重ね、消費者を安心させること等により、消費者は、いつの間にかその者のペースに巻き込まれ、一度、お金を渡してしまうと、数度にわたり、お金を渡してしまうケースが多く見られます。お金を渡す前に、必ず、家族や友人又は消費生活センター等に相談してください。あなたの大事な財産を守るのはあなた自身です。落ち着いて、その事業者に本当にお金を渡すべきか否かを考えてください。

- ◎ ワールドオーシャンファームやL & G以外の投資被害（ワールド・リソースコミュニケーション、安愚楽牧場及びアイメックス等の他の事業者に係るもの）についてもその被害を回復するとか、医療機関債に関する被害が回復できるといった消費者がかつて受けた被害の回復を図ることを目的とした勧誘に関する相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。

一度、投資被害に遭われた方は、その被害を回復するといった勧誘等様々な詐欺的な商品等の勧誘を受けることが多くなりますので、そういった被害者の方に対して、周囲の方は特段の配慮が必要です。

- ◎ 日本公証人連合会によると、公証(人)役場は、本来、法令に従い公正証書の作成等を行う場所であり、取引及び金銭の支払の場所になることは、一切ありません。また、公正証書の作成は、公証人が行うものであり、事業者が作成するものではありません。公証(人)役場で手続を行うといった連絡があった場合は、該当となる公証(人)役場及び日本公証人連合会に問い合わせてください。

●日本公証人連合会

電話 03-3502-8050

(参考) 各公証(人)役場の連絡先

日本公証人連合会ウェブサイト (<http://www.koshonin.gr.jp/sho.html>)

(以 上)

N社による勧誘資料等の詳細…事例1及び事例2

<「ガンバレ！日本！」と題するパンフレットの記載概要（抜粋）>

「投資被害トラブル対応」

悪徳詐欺業者による被害金は取り戻せる事が可能です。

株式会社NECサルベージでは、悪質な詐欺業者をはじめ不運にもトラブルに遭われてしまった被害者の方や騙されてしまい疑心暗鬼になってしまった被害者の方の救済・返金サポートに従事しております。警察当局や国民生活センターなどの関係機関と連携し、実績豊富な相談員があなたの被害金を取り戻す為の救済・返金計画をプランニングさせていただきます。

被害者の方は「騙されたお金を取り返す」ことが新たな人生の第一歩になります。これ以上の被害者を増やさないためにも、いまこそ、行動してください。

※初期費用は頂いておりません。大切なのは行動を起こすことです。絶対に泣き寝入りをしてしないでください。

迅速 救済 提供

Speedy, Salvation, ServiceがモットーのトリプルSカンパニー

<「よくある質問の内容」記載概要（抜粋）>

質問2 どういった形で返還請求に繋げていくのか？

答え 数々の判例を基に『第三者代理返還請求』という方法を用いて手続きいたします。

代理人が、手続きを行いますので、費用などは一切必要御座いません。

質問3 取引方法の流れは？

答え 公正証書・譲渡契約書を介しての法的なお取引を行わせて頂きます。まず、ご本人様が当人であるという証明書をご持参して頂きます。

手続き後、支払われる割合が、全体の出資金に対して8割程度戻ります。弁護士費用、弊社の手数料・諸経費を差し引き出資金に対して6割～7割程度の金額が被害者の皆様が受け取れる金額になります。

<「譲渡契約証明書」の記載概要（抜粋）>

譲渡者：○^(注1)（以下「甲」という）と、譲受者、兼購入者：○^(注2)（以下、「乙」という）と、仲介者：株式会社NECサルベージ（以下、「丙」という）は、株式会社ワールドオーシャンファーム債権譲渡（事例2においては「株式会社L&Gの債権譲渡」）に関し、公正証書の発行をするものとする。

第2条《譲渡価格及び支払方法》

乙は、甲に対して、本権利の譲渡代金と第5条《不可契約》の代理購入代金の合計を、相対し支払うものとする。

第5条《不可契約》

乙が、譲渡日にすべての譲渡代金を甲に支払ったのち、甲は当該権利証を購入し、乙に譲渡するものとする。

場 所：○^(注3)

評価額：金 ○^(注4)

商品名：株式会社メタルワーカー 地金

合計額：金 ○^(注5)

(購入者・乙)

住所：東京都品川区○^(注6)

氏名：○^(注2)

(注1)「○」のところには、消費者の氏名が記載されています。

(注2)「○」のところには、個人の氏名が記載されています。

(注3)「○」のところには、実在の公証人役場又はホテルの名称が記載されています。

(注4)「○」のところには、ワールドオーシャンファーム又はL & Gの債権を引き継いだ際の評価額が記載されています。

(注5)「○」のところには、(注4)の債権の評価額とM社の金地金の代金の和となっています。

(注6)「○」のところには、東京都品川区に実在するマンションの住所が記載されています。

M社による勧誘資料の詳細…事例1及び事例3

<「GLOBAL STANDARD」と題するパンフレットの記載概要(抜粋)>

「事業案内」

【金地金の販売】

メタルワーカーの取扱い金地金は1kg、500g、100gバーの他、金貨、オリジナル製品等、様々で、純度99.99%のものです。ロンドン金市場認定業者が溶解または検定し、かつ東京工業品取引所の受渡し供用品銘柄として指定されたもので「グッド・デリバリー・バー」と呼ばれ、世界的にどこでも取引できる一流ブランド品ですから、安心してご購入いただけます。是非、他店の金地金と比較ご検討の上、メタルワーカーをご利用ください。

「会社概要」

会社名 株式会社メタルワーカー

所在地 東京都中央区○^(注7)

資本金 12,000万円

従業員数 236名（外部取締役含む）
事業沿革 貴金属、地金の輸入販売
古物商（東京都公安委員会許可番号：第303310007445号）
関連会社 ○^(注8)、○^(注8)、○^(注9)、○^(注8)（順不同）
HP ○^(注10)

（注7）「○」のところには、東京都中央区に実在するビルの住所が記載されています。

（注8）「○」のところには、実在の金地金の製練等を行う事業者の名称が記載されています。

（注9）「○」のところには、実在の金地金の製練等を行う事業者のウェブサイト上にある言葉が記載されています。

（注10）「○」のところには、ウェブサイトのURLが記載されています。（現在は閲覧することができません。）

< 「購入申込書」の記載概要（抜粋） >

購入グラム数 (g) ○ R (kg)
購入金額 万円
入金予定日 月 日